

# 指定給水装置工事事業者申請に必要な書類

既に安房郡市広域市町村圏事務組合に提出してある指定給水装置工事事業者の内容の変更及び廃止・休止があった場合は、発生日から30日以内に、また事業を再開する場合は10日以内に下記区分に従って書類を提出してください。

申請内容 提出書類	指定申請	指定更新	法人			個人			給水装置主任技術者選任・解任	事業の廃止	事業の休止	事業の再開
			所在地の変更	事業所名称・	代表者の変更	役員の変更	氏名の変更	名称の変更				
指定給水装置工事事業者指定申請書	○	○										○
指定給水装置工事事業者指定事項変更届			○	○	○	○	○	○				
誓約書	○	○		○	○	○						○
機械器具調査書 (写真添付)	○	○										○
法人	定款	○	○	○	○						○	○
	登記事項証明書	○	○	○	○						○	○
個人	住民票(写し)	○	○				○		○		○	○
給水装置工事主任技術者免状のコピー	○	○						○				○
指定給水装置工事事業者新規時確認調書	○											○
指定給水装置工事事業者更新時確認調書		○										
所在地見取図	○		○					○				○
給水装置工事主任選任・解任届出書	○	○						○				
指定給水装置工事事業者(廃止・休止・再開)届出書										○	○	○
給水装置工事事業者証(原本)										○	○	
切手を貼り付けた角2封筒	○	○	○					○	○			
A4フラットファイル	○	○										
手数料(円)	20,000	15,000										

※役員の変更で役職変更及び退任の場合は、誓約書の提出不要です。